

国見町告示第45号

国見町令和6年度低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和7年6月24日

国見町長 村上利通

国見町令和6年度低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱の一部を改正する告示

国見町令和6年度低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱（令和6年国見町告示第71号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国見町令和7年度低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

第1条中「（調整給付）」を「（不足額給付）」に改め、「（以下「調整給付金」という。）」を削る。

第2条中「調整給付金は、前条の目的を達するために、」を「低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、」に改める。

第3条第1項本文中「調整給付金」の次に「（不足額給付分）」を加え、「納税義務」を削り、「令和6年1月1日」を「令和7年1月1日」に改め、「者」の次に「等」を加え、同項ただし書中「第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1805万円を超える者を除く」を「所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く」に改め、同項第1号中「イに掲げる金額がロに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）」を「イ及びロに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がハに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者」に改め、同号イ中「その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）」を「その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）」に、「一」を「1」に改め、「額」の次に「から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ）を差し引いた額」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得

た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

第3条第1項第1号に次のように加える。

ハ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であつた場合、零とする。）

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

第3条第1項に次の2号を加える。

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

第3条第2項及び第3項を次のように改める。

2 第1項第1号イに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

第3条に次の1項を加える。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が零でない者

(2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

第4条第1項中「の規定により支給対象者に対して支給する」を「第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する」に改め、「調整給付金」の次に「（不足額給付金）」を加え、「次の各号に掲げる額の合算額」を「同号イ及びロに掲げる額の合計額」に改め、「切り上げる。）」の次に「から同号ハに掲げる額を差し引いた金額」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号ロを、それぞれ零とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で町に住所を有する者（町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号ロを零とする。

第4条第1項各号を削り、同条第2項中「前項第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロに掲げる額」を「前条第1項第1号イ及びロに掲げる額」に改め、「調整給付金」の次に「(不足額給付分)」を加え、「令和6年7月24日」を「令和7年7月25日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で町に住所を有する者(町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、3万円とする。

3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金(当初給付分)の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金(不足額給付分)の額(いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。)を差し引いた額とする(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)

第4条に次の1項を加える。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号イ及びロに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金(不足額給付分)の金額に反映しないものとする。

第5条中「調整給付金」の次に「(不足額給付分)」を加える。

第6条第1項中「調整給付金の支給を受けようとする者」を「第3条第1項第1号に規定する者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、令和7年1月1日時点で町に住所を有する者(町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)で、町から調整給付金(当初給付分)を受給していない者については、申請書(様式第2号)を提出するものとし、町は、当該者から申請書の提出があったときは、当該者に確認書を送付し、当該者は確認書を提出するものとする。

第6条第4項中「調整給付金申請書(第2号様式。以下「申請書」という。)」を「確認書送付先変更届(第4号様式。以下「変更届」という。)」に、「申請書」を「変更届」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「確認書」の次に「等」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「等」を「及び申請書(以下「確認書等」という。)」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者は、申請書(様式第3号)を提出するものとする。

第7条の見出し中「確認書」の次に「等」を加え、同条第1項中「又は申請書(以下「確認書等」という。)」を「等」に改め、「調整給付金」の次に「(不足額給付分)」を加え、同条第3項中「国見町」を「町」に改める。

第8条の見出し中「確認書」の次に「等」を加え、同条第1項中「確認書」の次に「等」を加え、「日とする」を削り、同条第2項中「確認書」の次に「等」を加え、「日とする」を削る。

第9条中「第6条の規定により」を削り、「確認書」の次に「等」を、「調整給付金」の次に「(不足額給付分)」を加える。

第10条の見出し中「調整給付金」の次に「（不足額給付分）」を加え、同条中「確認書」の次に「等の」を、「確認書」の次に「等」を加える。

第11条の見出し中「確認書」の次に「等」を加え、同条第1項中「確認書」の次に「等」を、「調整給付金」の次に「（不足額給付分）」を加える。

第12条第1項中「調整給付金」の次に「（不足額給付分）」を加え、同条第2項を削る。

第13条中「調整給付金」の次に「（不足額給付分）」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

調整給付金（不足額給付分）（※）支給確認書

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和7年〇月〇日までに、この確認書と本人確認書類等を提出してください。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000（口座名義）
支給額	〇〇万円

※空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

(1) 調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①) [] 円	+	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②) [] 円	=	控除不足額計 (③) (①+②) [] 円
					↓
					令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切り上げ) [] 万円
支給額	令和7年の 所要額 (④) [] 万円	-	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年） [] 万円	=	調整給付金（不足額給付分） 支給額 [] 万円
					（注）調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった 場合等は、「支給所要額」を記載しています。

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写し（コピー）を添えて期限までに提出ください。

※上記の期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

【誓約事項・確認事項】 ※該当する方のみ

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

- 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
※上記は令和5年所得について未申告の方のみ、該当する場合にチェック（レ）してください。
- 令和6年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税→課税）がありました。
※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。
- 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	---------	--

裏面も必ずご確認ください

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

一枚目表面上部に記載の口座以外の口座で、「（2）給付金の振込先口座の変更等」の
③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を
提出してください。

※ 一枚目表面上部に記載の口座、①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件
ではありません。 「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。
今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの
添付等が不要になります。

源泉徴収票や確定申告書などの写し

調整給付金(不足額給付分)^(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
国見町長 様

国見町
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

※本様式を提出いただいた場合、国見町において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から国見町に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方)
- など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い町において算定した支給額が支給されます。町における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額)に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

- I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額
 ※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額
 ※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- III 調整給付金(当初給付分)の額

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する
口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。

調整給付金(不足額給付分)^(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
国見町長 様

国見町
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円**^(※)が支給されます。町における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の
確認書類を提出してください。

※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。



「公金受取口座」の概要及び登録はこちら

（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の
給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。

調整給付金(不足額給付分)(※)支給確認書 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)[※]の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
国見町長 様

国見町
受付印

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。

※本様式を提出いただいた場合、町において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

●変更後の送付先

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理人が変更届を提出する場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
				男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)支給確認書送付先変更届の提出を委任します。				本人氏名	署名

提出書類

『調整給付金(不足額給付分) 支給確認書 送付先変更届』

※必要事項をご記入ください。

変更後の送付先(本様式上部)

署名(本様式下部)

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本様式下部に添付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー) (いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付